

○後志広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成19年4月24日
条例第4号

改正 令和2年3月6日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、倶知安町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年倶知安町条例第30号)及びこれに基づく規則の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。